

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1815号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 （略）</p> <p><u>（行政職給料表の9級以上の職員に相当する職員）</u></p> <p><b>第1条の2</b> <u>一般職員給与条例第16条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。</u></p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>（行政職給料表の8級の職員に相当する職員）</u></p> <p><b>第2条の2</b> <u>一般職員給与条例第16条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u></p> <p><u>(2) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</u></p> <p><u>(3) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</u></p> <p>（認定等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 任命権者は、一般職員給与条例第17条第1項第2号及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項第2号の「22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」並びに一般職員給与条例第17条第3項第7号及び市町村立学校職員給与条例第18条第3項第3号の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（認定等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 任命権者は、一般職員給与条例第17条第1項第2号及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項第2号の「22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」並びに一般職員給与条例第17条第3項及び市町村立学校職員給与条例第18条第3項の「特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合」については、別紙様式第2の扶養手当認定簿に記載され又は第5項において総務事務システムに記録された当該扶養親族の生年月日によつて当該事実を確認し、認定するものとする。</p> <p>3～6 （略）</p>

別紙様式第2（第4条関係） 扶養手当認定簿	別紙様式第2（第4条関係） 扶養手当認定簿
(略)	(略)
(注) 1～5 (略)	(注) 1～5 (略)
6 (略)	6 (略)
(ア)、(イ) (略)	(ア)、(イ) (略)
(ウ) <u>配偶者以外の扶養親族を有する職員が配偶者を有する職員又は配偶者のない職員となつた場合</u>	(ウ) <u>職員に一般職員給与条例第17条第1項第3号若しくは第4号又は市町村立学校職員給与条例第18条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合</u>
7 (略)	7 (略)
備考 (略)	備考 (略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成29年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え)
- 2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、扶養手当の支給に関する規則第3条第1項中「一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第4項及び第6項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条第1項並びに改正条例附則第5項の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第18条第1項」とする。  
(経過措置)
- 3 改正後の別紙様式第2の扶養手当認定簿については、当分の間、従前の様式によることができる。